

22長第1028号
平成23年3月11日

各市町長様
(高齢者福祉担当課扱い)

愛媛県保健福祉部長
(公印省略)

感染性胃腸炎の集団発生に係る注意喚起について

このことについて、別添写しのとおり各高齢者介護施設長に送付しましたので、お知らせします。



22 長第 1028 号
平成 23 年 3 月 11 日

各高齢者介護施設長 様

愛媛県保健福祉部長
(公印省略)

感染性胃腸炎の集団発生に係る注意喚起について

このことについて、県下の高齢者介護施設においてノロウイルス感染症の集団発生が認められました。当該感染症の集団発生においては、施設の衛生管理に問題がある可能性が考えられるため、以後、同様の事態が発生することのないよう、貴施設におかれましても、厚生労働省が作成した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(平成 17 年 3 月)をご参照のうえ、感染症の発生及びまん延の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の掲載先
 - アドレス：<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigvou/index.htm>
ページ内の「2 愛媛県通知関係」
→「感染性胃腸炎の集団発生に係る注意喚起について」をクリック
 - 検索する場合
 - ①愛媛県庁トップページの左部検索窓で「介護保険」を検索 → ②「介護サービス事業者の方へ」をクリック → ③「2 愛媛県通知関係」 → ④「感染性胃腸炎の集団発生に係る注意喚起について」 → ⑤マニュアルをダウンロード
- 2 参考省令
 - 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 27 条第 2 項
 - 「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 29 条第 2 項
 - 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 28 条第 2 項
(以下、各第 2 項)

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

【担当】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課介護事業者係 担当 中井

Tel : 089-912-2432 FAX : 089-935-8075